

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県松本市大字笹賀7170番地3

氏 名 株式会社エコロジカル・サポート

代表取締役 村井連峰

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成30年10月29日

許可の有効期限 令和7年10月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
⑤特) 廃水銀等、⑥特) 廃石綿等、⑦特) 燃え殻、⑧特) 汚泥、⑨特) 廃油、⑩特)
) 廃酸、⑪特) 廃アルカリ、⑫特) ばいじん（以上12種類）

※⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成25年10月29日 新規許可

平成30年10月29日 更新許可

平成30年10月30日 変更許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13 号廃棄物
アキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		○	○	-	○	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	-	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	-	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	-	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	-	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	-	○	-
1,4-ジチオキサ		○	○	○	○		○	
グアイオン類	○	○		○	○		○	-

